

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人信託資本財団（以下「この法人」という。）の定款第36条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び執行理事たる副理事長、専務理事及び常務理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (2) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第9条 第6条第2号及び前条第1号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、公益財団法人信託資本財団の設立の登記日から施行する。

別表

理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者			
	理事長	副理事長	専務理事	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○			
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○			
人事及び給与制度の立案に関する事	○			
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○			
国外出張に関する事	○			
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事	○			
契約の締結	○			
支出	○			
セミナー等事業の実施に関する事	○			
基金に関する事	○			
会費に関する事	○			
職員の教育・研修に関する事	○			
渉外に関する事	○			
福利厚生（役員含む）に関する事	○			
外部に対する文書発簡	○			